

使用料・手数料の見直し方針

(令和元年度消費税率引上げに伴う使用料等(使用料・手数料・利用料金等)への対応方針)

令和元年 5月29日

<過去の経緯及び現状>

平成元年度の消費税率3%導入時における本市の対応は、市民生活に影響を及ぼさないように行政コストの増加分は市の内部努力によって賄うこととし、全ての会計(一般会計、水道会計、下水道会計等)で使用料等への転嫁は実施していない。

平成9年度の消費税率5%導入時及び平成26年度の消費税8%導入時には、水道料金及び下水道使用料について料金改定を実施したが一般会計は実施していない。

これまで一般会計で実施していない理由は、市民生活への影響を考慮したことや行政コストの増加分を内部努力で処理可能な財政状況であったほか、公共施設の老朽化が進行していることから適正な使用料設定が困難であることや、一般会計においては消費税の納税事業者ではあるものの、消費税法第60条第6項の規定により実質的に納税額が発生しないため納税していないためである。

国・県からは、「消費税は最終的に消費者に負担を求めることを予定している税であるため、消費税の増税分を当然に料金等に転嫁すべきであり、円滑な実施が図られるよう適切に対処していただきたい。」との技術的助言を受けている。

水道料金及び下水道使用料については、令和元年10月の消費税率10%導入に向けて、消費税の納税を行っていることから、消費税増税分の転嫁を予定している。

<対応方針>

令和元年10月の消費税引上げに際しては、公共施設の老朽化が一層進んでいることや市民生活への影響を考慮して使用料等への消費税増税分の転嫁を実施しないこととし、今後において他市の動向や市民生活へ及ぼす影響などの調査研究を行うとともに、公共施設の改修または提供するサービスの変更等を行った場合に見直していくことを基本的な方針

とする。

なお、現時点で使用料等への転嫁を実施しない場合でも、国の政令で手数料の標準を示されている場合や、県の手数料を参考にしている場合にはこの方針にかかわらず別途実施するものとする。